

介護老人保健施設訪問リハビリテーション利用約款 (介護予防訪問リハビリテーション)

(約款の目的)

第1条 介護老人保健施設ダイヤランド崎望館（以下「当施設」という。）は、要介護状態（介護予防訪問リハビリテーションにあつては要支援状態）と認定された利用者（以下単に「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者が可能な限り自宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように、計画的な医学的管理を行っている医師の指示に基づき、訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）を提供し、一方、利用者及び利用者を扶養する者（以下「扶養者」という。）は、当施設に対し、そのサービスに対する料金を支払うことについて取り決めることを、本約款の目的とします。

(適用期間)

第2条

- 1 本約款は、利用者が介護老人保健施設訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）利用同意書を当施設に提出したのち効力を有します。但し、扶養者に変更があった場合は、新たに同意を得ることとします。
- 2 利用者は、前項に定める事項の他、本約款、別紙の改定が行われない限り、初回利用時の同意書提出をもって、繰り返し当施設の訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）を利用することができるものとします。

(利用者からの解除)

第3条 利用者及び扶養者は、当施設に対し、利用中止の意思表示をすることにより、利用者の居宅サービス（介護予防サービス）計画にかかわらず、本約款に基づく訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）利用を解除・終了することができます。なお、この場合利用者及び扶養者は、速やかに当施設及び利用者の居宅サービス（介護予防サービス）計画作成者に連絡するものとします。

但し、利用者が正当な理由なく、訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）実施時間中に利用中止を申し出た場合については、原則、基本料金及びその他ご利用いただいた費用を当施設にお支払いいただきます。

(当施設からの解除)

第4条 当施設は、利用者及び扶養者に対し、次に掲げる場合には、本約款に基づく訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）サービスの利用を解除・終了することができます。

- ① 利用者が要介護認定において自立と認定された場合
- ② 利用者の居宅サービス（介護予防サービス）計画で定められた利用時間数を超える場合
- ③ 利用者及び扶養者が、本約款に定める利用料金を2か月分以上滞納しその支払いを督促したにもかかわらず30日間以内に支払われない場合

- ④ 利用者の病状、心身状態等が著しく悪化し、当施設での適切な訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）サービスの提供を超えると判断された場合
- ⑤ 利用者又は扶養者が、当施設、当施設の職員又は他の利用者等に対して、利用継続が困難となる程度の背信行為又は反社会的行為を行った場合

（利用料金）

第5条

- 1 利用者又及び扶養者は、連帯して、当施設に対し、本約款に基づく訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）サービスの対価として、別紙2の利用単位ごとの料金をもとに計算された月ごとの合計額及び利用者が個別に利用したサービスの提供に伴い必要となる額の合計額を支払う義務があります。但し、当施設は、利用者の経済状態等に変動があった場合、上記利用料金を変更することがあります。
- 2 当施設は、利用者及び扶養者が指定する送付先に対し、前月料金の合計額の請求書及び明細書を、毎月10日までに発行し、所定の方法により交付する。利用者及び扶養者は、連帯して、当施設に対し、当該合計額をその月の末日までに支払うものとします。なお、支払いの方法は別途話し合いの上、双方合意した方法によります。
- 3 当施設は、利用者又は扶養者から、1項に定める利用料金の支払いを受けたときは、利用者又は扶養者の指定する者に対して、領収書を所定の方法により交付します。

（記録）

第6条

- 1 当施設は、利用者の訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）サービスの提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後5年間は保管します。（診療録についても、5年間保管します。）
- 2 当施設は、利用者が前項の記録の閲覧、謄写を求めた場合には、原則として、これに応じます。但し、扶養者その他の者（利用者の代理人を含みます。）に対しては、利用者の承諾その他必要と認められる場合に限り、これに応じます。

（秘密の保持及び個人情報の保護）

第7条

- 1 当施設とその職員は、当法人の個人情報保護方針に基づき、業務上知り得た利用者又は扶養者若しくはその家族等に関する個人情報の利用目的を別紙3のとおり定め、適切に取り扱います。また正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、例外として次の各号については、法令上、介護関係事業者が行うべき義務として明記されていることから、情報提供を行うこととします。
 - ① サービス提供困難時の事業者間の連絡、紹介等
 - ② 居宅介護支援事業所（地域包括支援センター〔介護予防支援事業所〕）等との連携
 - ③ 利用者が偽りその他不正な行為によって保険給付を受けている場合等の市町村への通知
 - ④ 利用者に病状の急変が生じた場合等の主治の医師への連絡等
 - ⑤ 生命・身体の保護のため必要な場合（災害時において安否確認情報を行政に提供する場合等）
- 2 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取扱いとします。

(緊急時の対応)

第8条

- 1 訪問通所リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）サービスの提供を行っているときに心身の状態が急変した場合、速やかに主治医に連絡を取ります。
- 2 前項のほか、サービス利用中に利用者の心身の状態が急変した場合、当施設は、利用者及び扶養者が指定する者に対し、緊急に連絡します。

(事故発生時の対応)

第9条

- 1 サービス提供等により事故が発生した場合、当施設は、利用者に対し必要な措置を講じます。
- 2 施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、速やかに主治医又は専門的機関での診療を依頼します。
- 3 前2項のほか、当施設は利用者の家族等利用者又は扶養者が指定する者及び保険者の指定する行政機関に対して速やかに連絡します。

(要望又は苦情等の申出)

第10条 利用者及び扶養者は、当施設の提供する訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）に対しての要望又は苦情等について、苦情受付担当者（支援相談員）に申し出ることができ、又は、管理者宛ての文書を投函して申し出ることができます。

(賠償責任)

第11条

- 1 訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）の提供に伴って当施設の責に帰すべき事由によって、利用者が損害を被った場合、当施設は、利用者に対して、損害を賠償するものとします。
- 2 利用者の責に帰すべき事由によって、当施設が損害を被った場合、利用者及び扶養者は、連帯して、当施設に対して、その損害を賠償するものとします。

(利用契約に定めのない事項)

第12条 この約款に定められていない事項は、介護保険法令その他諸法令に定めるところにより、利用者又は扶養者と当施設が誠意をもって協議して定めることとします。

訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）重要事項説明書
（令和３年４月１日現在）

１．介護保険被保険者証の確認

ご利用者の申し込みに当たり、ご利用希望者の介護保険証を確認させていただきます。

訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）の概要

訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）は、要介護者（介護予防訪問リハビリテーションにあつては要支援者）が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、立案された居宅介護サービス計画に基づき、利用者の居宅において、理学療法・作業療法その他必要なりハビリテーションを行います。

このサービスを提供するにあたっては、医師の指示に基づき、理学療法士又は作業療法士によって、訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）計画が作成されますが、その際、利用者・扶養者（ご家族）の希望を十分に取り入れ、また、計画の内容については同意をいただくようになります。

（１）名称及び実施地域

名 称	医療法人 蘭佑会 ダイヤランド崎望館
所 在 地	長崎市ダイヤランド３丁目３１番３号
事業所番号	４２５０１８００８２
実施地域	長崎市三和・深堀・土井首・小ヶ倉・戸町・大浦・梅香崎 小島・桜馬場・長崎中学校区。

（２）職員の職種及び員数

		常 勤	非 常 勤
管理者（医師兼務）	施設兼任	１	
理学療法士	施設兼任	３	
作業療法士	施設兼任	１	
言語聴覚士	施設兼務	１	２

（３）職員の職務内容

管理者 従業員の管理及び事業の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握、その他の管理を一元化に行うものとし、また、医学的観点から計画の作成に必要な情報提供及びリハビリ方法についての指導、助言や利用者・家族に対する療養上必要な事項の指導、助言を行います。

理学療法士・作業療法士・言語聴覚士

医師の指示・訪問リハビリテーション計画（介護予防訪問リハビリテーション計画）に基づき居宅を訪問し、利用者に対しリハビリテーションを行います。

（４）営業日及び営業時間

営業日 （全日 但し１２月３０日から１月３日は除く。）

営業時間 午前９時 ～ 午後６時

(5) 提供するサービス内容

- ① 訪問リハビリテーション計画の立案・作成
- ② 介護予防リハビリテーション計画書の立案・作成
- ③ 機能訓練（理学療法、作業療法）
- ④ 相談援助サービス

2. 利用料金

(1) 訪問リハビリテーションの基本料金

(1日あたりの自己負担分です。)

	1割負担	2割負担	3割負担
①訪問リハビリテーション費（1回）	313円	626円	939円
②短期集中個別リハビリテーション実施加算（退院（所）後又は認定日から3月以内）	204円	407円	612円
③ サービス提供体制強化加算	7円	13円	21円
④リハビリテーションマネジメント加算（A）イ（1月につき）	183円	366円	549円
リハビリテーションマネジメント加算（A）ロ（1月につき）	217円	434円	651円

(2) 介護予防訪問リハビリテーションの基本料金

(1日あたりの自己負担分です。)

① 介護予防訪問リハビリテーション費	313円	626円	939円
② 短期集中リハビリテーション実施加算	204円	407円	612円
		(退院（所）後又は認定日から1月超3月以内)	
③ サービス提供体制加算	7円	13円	21円

(3) 支払い方法

- ・ 毎月10日までに、前月分の請求書を発行しますので、その月の末日までにお支払いください。お支払いいただきますと領収書を発行いたします。
- ・ お支払い方法は、現金又は銀行振込になります。利用申し込み時にお選びください

